

確認書（覚書）

大栄環境株式会社（以下「甲」という。）及び石坂グループ（以下「乙」という。）と上益城5町（以下「丙」という。）は、甲及び乙が熊本県御船町にエネルギー回収施設等を整備することに関し、熊本県を立会人として、次のとおり確認する。

（主旨）

第1条 甲、乙及び丙は、次の施設（以下「施設等」という。）の整備について協議を開始することを合意する。

（1）所在地等 熊本県上益城郡御船町大字上野古閑原・古閑迫地区

（2）施設（案）

- ・リサイクル施設（処理規模：900t/日）
- ・エネルギー回収施設（処理規模：400t/日）
- ・メタン発酵施設（処理規模：30t/日）
- ・堆肥化施設（処理規模：60t/日） 等

（施設等整備に関する協議）

第2条 甲、乙及び丙は、施設等の整備に関し、地元の意見等を踏まえ、次の内容について協議するものとする。

- （1）施設等において丙の一般廃棄物等処理する場合の搬入方法等
- （2）環境に配慮した整備及び運営並びに雇用、維持管理等の地元活用
- （3）必要となる周辺環境対策及び施設整備
- （4）生み出される電気、熱、堆肥等の最大限の利活用
- （5）その他地元等から意見があった事項

（施設等整備に関する検討）

第3条 前条の協議を進めるにあたり、丙は、甲及び乙が整備する施設等に関し次の項目について検討するものとする。

- （1）施設等を整備する予定地の造成及び貸付
- （2）甲及び乙が施設等の整備のために法人を設立する場合の一定額の出資
- （3）施設等における丙の一般廃棄物等の処理等

（基本協定等）

第4条 甲、乙及び丙は、前2条の協議及び検討を速やかに行い、協議が整った場合は、基本協定を結び、環境アセスメントや許可申請等、必要な手続きに移行するものとする。

（その他）

第5条 甲、乙及び丙は、誠意をもってこの協定の各条項を履行し、この協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙で協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書8通を作成し、甲、乙、丙及び立会人がそれぞれ記名、押印の上、各自その1通を所持するものとする。

令和3年(2021年)10月1日

甲 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号
大栄環境株式会社
代表取締役社長 金子 文雄

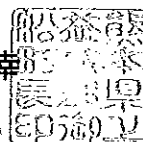


乙 熊本市東区戸島町2874番地
有価物回収協業組合 石坂グループ
代表理事 石坂 孝光



丙 御船町御船995-1

御船町長 藤木 正幸



嘉島町上島530

嘉島町長 荒木 泰臣



益城町宮園702

益城町長 西村 博則



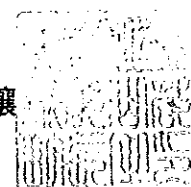
甲佐町豊内719-4

甲佐町長 奥名 克美



山都町浜町6

山都町長 梅田 穰



立会人 熊本市中央区水前寺6-18-1

熊本県知事 蒲島 郁夫

